

ユダヤ人の国家でなく「故国」の建設を アーレントの政治思想の基礎としてのパレスチナ

西本 郁子

その思想の全貌を捉えるべく、欧米そして日本でアーレント論が相次いで発表されている。近年の研究では、彼女の学位論文のアウグスチヌス論が英語に翻訳され（日本語訳も近日刊行が予定されている）、また未刊行の手稿やメモへの言及に見られるように、『人間の条件』ほかで展開された哲学的思索との関連から、アーレントが『全体主義の起源』（1951年刊行）以前に発表した文章にも関心が高まっている。

アーレントが1940年代に書いた文章の一部はすでに*The Jew as Pariah*（一部邦訳『パリアとしてのユダヤ人』）に収められている。この時期に書かれた文章の多くはユダヤ人を取り巻く歴史的並びに政治的状況を扱ったものだ。ここで注意したいのは、「ユダヤ人」の区別である。アーレントが考察の対象としているのは、全体主義論第一部『反ユダヤ主義』『ラーヘル・ファルンハーゲン』といった著作に見られるような「ヨーロッパ」のユダヤ人ばかりではない。もうひとつの地理的空間に存在していたユダヤ人もアーレントの関心の大きな比重を占めていた。パレスチナのユダヤ人である。アーレントが発表した論文の幾つかは、パレスチナにおいていかにユダヤ人とアラブ人双方が共存していくことができるかをめぐるもの、パレスチナにおける新しい政治空間の提案であった。この点に関心を抱くのは、もしアーレントの政治思想が主権国家理論に代わる政治体の原理を提出したと考えられるならば、その考察の核ははまさにパレスチナの政治秩序を巡る真剣な模索にこそ見いだすことができるからである。しかし、英語および日本語による従来のアーレント研究では、パレスチナの政治秩序に関する彼女の議論はもちろん、ましてやその議論の主著とのかかわりについてはほとんど注目されてこ

なかったように思う。以下本稿では、まずアーレントがパレスチナに向けて提案した政治空間の構想を検討し、続いて後の著作に現れる主権国家に依らない政治体に関する考え方との関連について見てゆくことにしたい。

1941年にアメリカに移住した後、アーレントはニューヨークを拠点とするドイツ語の新聞『アウフバウ』のコラムニストとなり、ユダヤ人を取り巻く問題を中心に執筆活動を再開する。⁽¹⁾パレスチナをめぐるシオニストとも議論を重ねるが、彼女は当初からシオニストとは異なる立場を取っていた。アーレントは、ユダヤ人はユダヤ民族だけで構成するユダヤ人の国家 (a Jewish state) の建設は何としても回避すべきであると考えていた。何千年もの長きに渡って国家をもたず、しかも近年ナチスによるユダヤ人の大量虐殺の事実が明るみに出たことも相俟って、被迫害者としての歴史はあまりにも苦渋に満ちており、ユダヤ人が自民族の国家をもつという「悲願」は何人も俄には否定し難い。ユダヤ人が国民国家をもつことは一見するとあまりにも当然のこのように思われる。にもかかわらずアーレントは一貫してこの強烈なユダヤ人のナショナリズムに異議を唱える。彼女によればシオニストは、眼前にあるあまりにも明白な事実を全く無視しているという。パレスチナには圧倒的多数のアラブ人が居住し、しかもそのパレスチナ周辺はいくつかのアラブ人国家に取り囲まれていることである。シオニストはこの決定的な現実を考慮することなくユダヤ人だけの国家を設立しようとしている。ユダヤ人は、ナショナリズムを主張する一方で、植民地支配のもとにおかれてきたアラブ人もまたナショナリズムを高揚させていることが理解できていない。ユダヤ人の国家を設立したならばユダヤ人難民に恒久的な定住場所を与えることにはなるが、その代わりに、自動的に新たにアラブ人難民を生み出すことになる。もしアラブ人が他の土地へ移住することを望まないとするれば、ユダヤ人国家において少数民族という地位に甘んじるしかない。それではパレスチナにおける根本的な問題を何ら解決しない。ユダヤ人国家の建設は問題を解決するどころか、ユダヤ人の孤立を招き、むしろユダヤ人にとっては自殺行為に等しい。アーレントの警告の口調はかなり厳しい。後のアイ

ヒマン論でもそうであったが、このようなアーレントの立場を理解する人々は極めて少数であった。パレスチナの将来を巡ってアーレントと同様な考えをもつ人は、マルティン・ブーバーら著名な知識人を含み、ユダヤ人とアラブ人の二重国家 (binational state) の設立を主張する Ihud というユダヤ人の組織に属する人々のみであった。

アーレントはユダヤ人が民族国家を建設することを否定したが、それはユダヤ人がいかなる政治体をもつことをも否定したのではなかった。アーレントが模索するのは、ユダヤ人がアラブ人を無視するのではなく、またアラブ人もユダヤ人を忘れることではない。一方が他方を追い出すのではなく、パレスチナにおいてユダヤ人とアラブ人が恒久的に共存する道である。従ってそれは単一の民族で構成される排他的な国民国家ではあり得ない。それに代わものとして彼女は「ユダヤ人の故国 (a Jewish homeland)」という考え方を提案する。「ユダヤ人の故国」という言葉自体は、実はシオニズム運動のなかで使われてきており、既に30年にわたって「ユダヤ人の国家 (a Jewish state)」と同義語と考えられてきた。従ってアーレントはここで国民国家と区別された政治体を創出するため、敢えて「故国」という同じ言葉に新たな概念を与えているのである。

ユダヤ人のための国家と故国は相入れない。アーレントはまずその違いを明確にしようとする。そして真剣に、繰り返してユダヤ人の故国の建設を訴える。1948年、イスラエルがパレスチナからの分離独立を宣言する直前に書かれた論文、「ユダヤ人の故国を救うために、まだ時間はある」でアーレントは次のように言っている。

ユダヤ人国家はユダヤ人の故国を犠牲にしてのみ立ち立てることができる (JP 188)。

パレスチナのユダヤ人にとっての真の目標はユダヤ人の故国を築くことである。この目標はユダヤ人の国家という疑似主権国家の犠牲にはならない (JP 192)。

パレスチナの政治をめぐる議論において、早くもアーレントの政治思想の中心となる主権国家への批判とそれに代わる政治体の原理の考察が示されている。ではユダヤ人がアラブ人とともに生きて行けるための、国家とは区別された故国とはどんなものなのであろうか。

パレスチナが二つの民族の単なる地理上の共有空間としてあるだけでは不十分だ。共通の利害を伴った活動によってパレスチナは両者にとって具体的な結びつきをもつ空間になり、そこで両者はさらに相互依存を深めていく必要があるとアーレントは見る。そのための実質的な手段が社会経済的活動である。彼女にはある具体的なモデルがあった。キブツの実験である。実際アーレントは、1936年に現地を訪れる機会を得ている。アーレントはキブツを「新しい型のユダヤ人、新しく作り上げた価値をもって新しい貴族政をすら創り出すことに成功した」、「20世紀に行なわれたうちで恐らく最も有望な社会的実験」などと言い高い評価を与え、またキブツが「ユダヤ人の故国となる最も重要な部分」となる、とさえ考えている (JP 185)。キブツがそんなにも独自であるのは、「完全に自由でどんな政府に妨げられることもなく、新しい所有形態、新しい型の農民、新しい家族生活と子弟の教育方法、そして都会と田舎、農作業と産業労働の間に見られる厄介な対立に新しい方法を生み出した」からであった。とはいえ、アーレントはキブツに全面的な支持を寄せるわけではない。社会経済的には新しい可能性を開いた運動ではあったが、そこにはまた政治的には必ずしも好ましからざる点が同居することも認める。アーレントの眼には、それは致命的な欠陥だと映ったかもしれない。キブツ運動にかかわってきた人達は、その「業績がいかに偉大であってもこれといった政治的影響力をもたないままだった。開拓者たちは、自分たちの理想を自分たちで実現できる小さな共同体の中だけで満足しきっていた。彼らはユダヤ人の政治状況にもパレスチナの政治状況にもほとんど関心をもたず、ユダヤ民族全体の運命には気づかず、実際、それを重荷に感じることもしばしばであった」 (JP 138-139) からである。このように、アーレントのキブツに対する評価は両義的、あるいはどちらかと言えば総じて否定的

であった。だが興味深いことに、政治的には低い評価しか与えなかった実験を、単にユダヤ人のための運動とは捉えずに、パレスチナに住む全ての人々のための共同体の母体になり得ると彼女が考えたことである。そう考え得たのは逆説的ながら、まさにキブツのもつ消極的な側面ゆえであった。というのも、政治的には無関心であることによって、キブツはナショナリズムや熱狂的愛国主義から免れていたのであり、言い替えば国民国家建設に伴う排他性とは無縁だからであった。こうしてアーレントはキブツに、二つの民族が「新しい法、新しい行動パターンを実現し、新しい習慣や新しい価値を作り、それを転換したりまとめたりする新しい制度」を生み出す可能性を見たのであった。キブツ自体は小規模ではあるかもしれないが、より広範に言えば、パレスチナ全体の工業化によってユダヤ人、アラブ人の労働者が共に働くことは可能であるし、これまでもすでにそのような例はあった。

キブツを通してアーレントは二つの民族が協力してゆく実質的な基盤を見いだす。そしてユダヤ人とアラブ人が「協力」すべきことを重ねて主張する。だがこう言ったところで、大方が示す反応は冷やかであろう。それを見越して彼女は敢えて言う、両民族の協力は「理想主義的な白昼夢などではない」(JP 186)。ユダヤ人の存亡は究極的には両民族の協力にかかっている。この協力がパレスチナにおける両民族の共存にとってまさに根本的な条件であるがゆえに、アーレントは両者の間に「ユダヤ人とアラブ人の間の友好関係」(Jewish-Arab friendship)を築くべきことを訴える (JP 186)。

アーレントがキブツに見たのは主として社会経済上の「協力」の可能性であった。だがこの本質的には非政治的な共同体に対してさらに政治上の可能性を読み込んだことに、アーレントの政治的洞察力が光っている。ユダヤ民族の国家の建設に代わって、彼女が「パレスチナの政治的解放につながる唯一現実的な政治的方策」だと言い、行った提案がある。「地方自治政府とユダヤ人とアラブ人がともに参加する地方自治体レベルの評議会や農村評議会を、小さな規模でしかもできるだけ数多く」設けることである (JP 192)。評議会こそ国家に代わる「故国」の政治的実体であった。この提案は注目に

値する。というのも周知の通り、評議会こそ以降アーレントがたびたび論じることとなる、主権国家に代わる政治体の核を構成する政治的原理だからである。後に再び見るように、アーレントの政治的思考を支える中心は、こうしてパレスチナをめぐる模索のなかで形成されてゆく。この評議会と並行してもう一つの案が出されている。パレスチナ分割よりも現実的だとアーレントがいうものだ。連邦国家 (a federated state) 案である⁽²⁾。連邦案は、「近東における平和または停戦？」と題する1950年の論文のなかでより整理された形で展開されているので、以下、同論文に沿って連邦に関する議論をもう少し詳しく見てみることにしたい。

すでにイスラエルがパレスチナから分離独立し、一方でイスラエル、他方でパレスチナ、シリア、レバノン、ヨルダン、サウジアラビア、エジプトという国々に分かれ、民族を理由に一民族を排除し、自分たちだけの主権を行使することになれば近東は民族紛争、すなわち「バルカン化」の危機に陥るだけだとアーレントは警告する。バルカン化の危険を救う「唯一の選択肢」が地域連邦制 (a regional federation) である (JP 217)。

一見似ている概念や現象に厳密な区別をうち立てるのはアーレントの思考様式の特徴の一つである。「仕事」と「労働」という有名な区別はもとより、「暴力」と「権力」の峻別は彼女の政治思想では殊に重要である。そもそも彼女のデビュー作、『全体主義の起源』からにしてそうであった。この著作を通じて彼女は、「全体主義」という概念を確立するが、それはこれまでに知られている専制政治や権威主義などとは全く異なる新しい現象であることを力説する。そしてもう一つ重要なのが、「社会契約説」についての鮮やかな考察である。「社会契約」として知られる概念には、実は二つの種類がある、と言う。すなわち、ホプズをモデルとする垂直型とロックに範をとる水平型である。アーレントの連邦制の議論も、こういった一連の定義の仕方と幾分以ているかもしれない。連邦制と一般に呼ばれる政治体の連合形式を、アーレントは二つの形態に分けて考えている。一つは、ヘブル大学の初代総長ジュダ・マグネス (Judah Magnes, アーレントがパレスチナの問題を

巡って協力する相手となる)の提案するもので、パレスチナ、トランス・ヨルダン、レバノン、シリアで構成される。他方は、イスラエル国連大使オーブリー・イーバン (Aubrey Eban) が提起する、より包括的な「近東同盟」(Near Eastern League) とでも呼び得るものである。この「同盟」を構成するのはトルコ、レバノンのキリスト教徒、イスラエル、イランそしてアラブ世界である。後者には明かな利点がある。それは三つ以上の民族で構成されているので、同地域においてアラブ人が圧倒的多数を占めるというユダヤ人の抱く恐怖心を取り除くことができる、というものだ。アーレントはこの二つの連邦案を、より概念的なレベルで confederation と the federal system というに区別に置き換える。confederation (マグネス案) を指して、こう定義している。「その名前が示すように、二つの独立した政治体の連合」である。これに対し the federal system (イーバン案) は、「単一の政治体における複数の政府」である。後者の定義は社会科学事典の定義にそのまま従ったもので、アーレント自身による修正や追加は施されていない。この二つの連邦制のあり方について、アーレントはどう関連づけていただろうか。アーレントにとってこれらは二者択一の問題ではなく、むしろ相補関係あるいは二段構えともいうようなものだ。すなわち、マグネス案のように小規模の限定された地域の連邦 (confederation) をまず構成することができれば、イーバン案が提唱する広域連邦 (the federal system) 構想も実現しやすくなるはずだ、とみる。言い替えば、アーレントはマグネスが提案するようなより小さい地域での連邦の形成の方をより実施の可能性が高いとして支持する。そしてこの狭域連邦の核を構成するものこそ多数の評議会なのである。

アーレントの抱く「故国」の特徴を要約するならば、次のようになろう。ユダヤ人とアラブ人は経済上の協力を進める一方、両民族によるコミュニティのレベルの評議会を多数設置し、それを基礎として(狭域)連邦を構成する。連邦はさらに近東または地中海地域に及ぶ(広域)連邦へと拡大し得る。ところで、このような段階的構想は、必ずしも理論上に限定された可能性ではない。このモデルとなるような事例はすでにヨーロッパに見ることが

できる。アーレントが念頭においているのはベネルックス三国とヨーロッパ連邦との関係である。

ちょうどベネルックス条約がヨーロッパがやがては連邦となる最初の望ましい兆しであったように、近東における二つの民族の間に防衛、外交、経済発展といった問題に関する永続的な合意を築くことができれば、近東全域のモデルとなるだろう（JP 218）。

地域的広がりにおける段階的構想のほかにもう一つ、政治的統合の方策として経済の役割を挙げていることは注目に値しよう。先にキブツをめぐる評価を論じた際にアーレントが経済活動を重視していることを見たが、ここでもまた経済は、連邦という政治体を成立させまた維持できるための必須の要件、中心的課題であると考えられている。「近東連邦がすべきことは、共通の経済構造を創出することであり、そうすることによって経済的・政治的協力を成し遂げ、ユダヤ人の経済的・社会的業績を統合することができる」（JP 222）。後の著作で政治を経済活動から峻別し、政治の独自性を説くアーレントだけに、この段階では政治体の構成要件として経済的基盤に重要な役割を見いだしていることは興味深い。

「バルカン化」への恐れからアーレントは連邦制を主張するが、これには、パレスチナをめぐる緊迫した政治情勢に対するもう一つの政治的考察がかかわっている。近東を巡る政治状況は一方で諸国家の分離独立・紛争の危機に脅かされていたが、他方では帝国主義支配、ことにイギリス、アメリカ、ソ連の複雑な利害対立も絡んでいた。イギリスは両民族の対立を生み出した張本人であるだけに、両者ともに、互いの共存を考えるよりもイギリスを追い払うことの方に関心が集中しがちであった。その原理からいって複数の政治体の間に支配従属の関係を作らないのであるから、連邦制は国民国家だけではなく、帝国に対するオルタナティブともなるはずである。アーレントはその根拠を再び歴史的事例に見ている。

ソヴィエト連邦 (the Soviet Union) はロシア帝国 (the Russian Empire) を廃止することによって国家的独立 (nationality) の問題を解決し、また構成体のなかには規模が違うにもかかわらず同等の国家 (nationalities) による連邦を樹立したのもあった。大英帝国 (the British Empire) と区別される英連邦 (the British Commonwealth of Nations) は、もう一つの可能性を秘めた連邦と見ることもできるかもしれない。⁽³⁾

アーレントが描く「故国」とはパレスチナにおける新しい政治秩序であり、それを生み出す可能性の中心にはまず異なる民族が参加する評議会があり、そしてその評議会をもとに将来的には中近東或いは地中海地域全域にわたる連邦を構成してゆくというものであった。アーレントは連邦制の実施を繰り返し訴えている。これ以外に複数の民族が支配・従属の関係ではなく、対等の立場で共存できる方策などあり得ない、という逼迫した危機感に裏打ちされているからであった。アーレント伝を著したエリザベス・ヤング＝ブリュールも、他に打開策を見だし得ない中東の政治を論じるアーレントに、追い詰められた苛立ちと焦りを見ている。ヤング＝ブリュールによれば、アーレントがパレスチナについて書くときはいつでも、戦後世界の政治組織は二つの形態のどちらか、すなわち、帝国か連邦かのどちらかの形を取るであろうし、またユダヤ人が生き残る唯一の機会には連邦の形成だけだ、と繰り返し予言していたという。⁽⁴⁾ アーレントの連邦の提案は一方で排他的な国民国家の形成による民族の対立と、他方で帝国化へ危惧に発している。そして連邦の基礎を形作るのが評議会である。帝国への懸念、連邦、評議会の三つは、アーレントがパレスチナの政治秩序を考えるうえで常に重要な概念であった。

これまでに見てきたように、パレスチナをめぐる政治的考察のうちに、アーレントは国民国家にかわる「故国」という考え方を打ち出す。それはユダヤ人とアラブ人が共通の経済的基盤をもち、両民族からなる地域評議会を多数設置し、それに基づいてさらに連邦を構成するというものであった。す

でにここで我々は、政治思想家としてのアーレントの中心的な考え方のいくつかを見い出すことができる。言い替えば、アーレントの政治思想の基礎はパレスチナにおける政治秩序の真剣な模索のうちすでに形成されたと見ることができよう。ヤング＝ブリュールも記している、「アーレントはユダヤ人の故国に、彼女の政治思想の基礎を形作ることとなったすべての要素を見たいと願っていた。その要素とは、新しい社会形態、地域政治評議会、連邦制そして国際協力である」。(5)

ユダヤ人の国家ではなく故国を、そしてアラブとの連邦制を提唱しその実現を訴えたアーレントは、1948年に発表した論文を「まだ手遅れではない」という一文で結んだ。しかし、アーレントの議論は反ユダヤ的論調と見られ、支持を得られず孤立していた。この問題に関わってきた数少ない協力者の一人であるイギリス人ベルナドット伯、そしてマグネスとともに1948年に喪ったことは、連邦案を推進する人々にとっては大きな支柱を失ったようなものであった。彼女自身、要請されはしたものの、議論の枠を越えて組織的な運動を引き継いで行く気にはなれなかった。こうしてアーレントは、1950年に「近東における平和または停戦？」と題する論文を最後に事実上パレスチナに関する論評から手を引く。アーレントはこの問題に関して沈黙を決意したようだ(1953年に書かれた私信で、「ユダヤの政治には一切かわりたくない」と言っている)。(6)

ところで本論が関心を寄せるのは、パレスチナにおける「故国」の模索の、後の政治的考察との関連である。なるほどアーレントは以降パレスチナについてはほぼ全く言及していない。しかしパレスチナを離れたところでも、評議会や連邦制に対する理論的関心は生き続けていたと思う。

先にも指摘したように、アーレントの連邦構想は国民国家、帝国双方への批判であり、またオルタナティブであった。アーレントの仕事について多少馴染みのある人なら誰でも直ちに思い浮かべるであろうものが『帝国主義』である。実際アーレントはパレスチナに関する一連の論文を発表する一

方で、この帝国主義論にも取り組んでいたのだった。

『全体主義の起源』の第二部をなすように、アーレントは帝国主義を特殊パレスチナに限定したテーマとして取り上げるのではなく、ヨーロッパ近代史の問題としてより包括的な視点から論じている。「戦後世界の政治組織は帝国か連邦のどちらかになる」という懸念の表明の仕方からして、アーレントはこの段階では帝国主義と帝国とをほぼ同義と見なしていたようだが、帝国主義論ではこの二つは明確に区別されるべきことを強調する。両者の組織上の違いは次のように説明される。

真の帝国の構造というのは、本国の政治諸制度がきわめて多様な方法で帝国に移しかえられて帝国の骨組みを作るものとなっているのだが、これに反し帝国主義の場合には、本国の国民国家的諸制度にある程度の監督権は認められてはいるものの、植民地行政がそれらから完全に切り離されているのが特徴である (OT2 14-15)。

異民族の共存という点から見れば、政治的統合に成功しているのは帝国 (アーレントが指しているのはローマ共和国である) であり、逆に民族間に紛争・対立を引き起こすのは帝国主義的統治、ということになる。その主たる違いは何かと言えば、法制度である。

永続性のある世界帝国を設立し得るのは、国民国家のような政治形態ではなく、ローマ共和国のような本質的に法にも基づいた政治形態である。なぜなら、そこには全帝国をになう政治制度を具体的に表わす万人に等しく有効な立法という権威が存在するから、それによって征服の後にはきわめて異質な民族集団も実際に統合され得るからである。ネイションは領土、民族、国家を歴史的に共有することに基づく以上、帝国を建設することはできない。国民国家は征服を行った場合には、異質な住民を同化して「同意」を強制するしかない。

従って、国民国家が「征服者として現れれば必ず被征服民族の中に民族意識と自治の要求を目覚めさせることにな」る (OT2 8)。この違いを要約してアーレントは言う、「帝国主義は帝国建設ではなく、また膨脹は征服ではない」(OT2 14)。

アーレントは帝国主義を全体主義へと至る要素の一つと捉え、国民国家の枠組を越えてのその絶えざる膨脹を帝国主義の中心的政治理念であると特色づける。そして様々な角度からその批判的な考察を行っている。ホップズの理論と関連づけ、イギリスのインド・エジプト支配などの帝国行政、T.E. ロレンスにみられる「帝国主義的性格」ほか、イギリス・フランスなどの海外帝国主義と対置したゲルマン、スラブの汎運動を「大陸帝国主義」として説明するなど、独自の視点から考察を展開するである。しかし、早くから指摘されているように、アーレントが批判の対象としてきた当の「国民国家」の概念は必ずしも明確でない。そのうえ、帝国主義という一層破壊的な運動を前にすると、アーレントは国民国家の果たすむしろ肯定的な政治的役割を強調する。例えば、「帝国主義をある程度抑制したのは国民国家だけだった」(OT 15) とすら言う。シオニズムを手厳しく批判したものの、種族意識を前にするとナショナリズムでさえ「国民国家の市民の中に少なくとも最低限の公的・政治的関与と公益への関心を維持させる機能を果たしていた」ことになる。国民国家は、アーレントがその法制度を高く評価するローマ共和国とは異なるものの、「本質的には法的制度であり続け」、異質な諸民族を組織的に統合する術を持たないまでも少なくとも「領土内の住民すべてを民族的帰属とは関わりなく法的に護り保証する義務を負う」(OT 177-178) ことを確認している。アーレントは全体主義論を「国民国家が崩壊」する過程として描き出すことを意図したのだが、国民国家それ自身は崩壊しなかった。もし破綻したものがあるとすればそれは、国民国家が住民に対して与えていたこのような保護の方であろう。「ネイションの基礎をなしていた民族—領土—国家の旧来の三位一体から諸事件によって放り出された人々は、すべて故国をもたぬ無国籍者のままに放置された」(OT2 236)。

全体主義論以降、帝国主義がアーレントの著作の中心的テーマとなることはない。しかし、アーレントは終生、彼女を取り巻く政治的環境に敏感であった。ソ連がハンガリーに対して、またアメリカ政府がベトナム戦争に介入して行った際には直ちにその「帝国主義的政策」を鋭く批判している。

アーレントの帝国主義批判は異民族の間に支配従属、あるいは多数少数という関係を作らない政治空間を築く努力と表裏一体であった。このような議論にも関わらず、しかし、時折ヨーロッパ中心的あるいは、やや極端に言うところ異民族支配を肯定しているとも解釈できるような記述をアーレントに見いだせないこともない。その典型とも言えるのが、「西洋における良心の考え方の伝統に育った人びと—そうでない人があり得ようか?」という一言であろう。⁽⁷⁾ これは「市民的抵抗」というエッセー（邦訳『暴力について』に収録）の始めの方の一文だが、この論考でアーレントはソクラテスやヘンリー・D・ソローとともにガンジーの非暴力抵抗についても考察することになっている。先に論じたパレスチナの政治秩序に話しを戻すと、アーレントはユダヤ人とアラブ人の間の密接な協力を求めている。ところが、そう訴えた直後にはからずもアーレントの西洋文明を優越とする見方が露呈する。アーレントの見るところ、パレスチナに住む二つの民族のうち「一方はヨーロッパ文明の最も進んだ様式を体現し、他方はかつての植民地的抑圧と後進性（backwardness）の犠牲者である」（JP 186）。アラブ世界には語るに足る文化・文明などまるで存在しないかのような口ぶりである。アーレントがそのような発想をしている限り、その願いとは裏腹に、両民族の「友好関係」に基礎をおく秩序の創出の試みなど早晩頓挫してしまうに違いない。ギリシャ・ラテンそしてユダヤ／キリスト教を伝統とするヨーロッパの類稀なる深い教養を身につけ、思考してきたアーレントだが、異民族を前にしたときそれは残念ながら視野の狭さになりかわってしまっている。

支配従属の関係によらない異民族の共存という観点で考えてみると、それに反すると思われる考え方は文化面に限られたものではなく、統治形態に

関する議論の中にも入り込んでいるようである。

古代ギリシャのポリスはアーレントの政治思想の中心的概念の一つである「活動」のモデルだが、彼女はそれをアテネ、しかもペリクレスの時代を典型として「活動」の特徴を説明する。例えば、行為の偉大さ、活動の移ろいやすさ、言葉による記憶—どんな偉大な行為であれそれを後世に伝えることがなければいとも簡単に忘れられてしまい、行為自体が滅びてしまう。この関連でアーレントはトゥキュディデスが伝えるペリクレスの演説に触れている。⁽⁸⁾ ペリクレスのあの有名な葬送演説こそ偉大な行為を不滅たらしめる、という。それは「良い行為であれ悪い行為であれ」ポリスの活動を「永遠に記憶に留め、現在と将来にわたって賞賛を呼びさすもの」だ(HC 197)。しかし、ペリクレスの演説がどのような歴史的状況の中で行われたものであったかは思い出す必要があるだろう。当時ペリクレスの率いるアテネは必ずしも「分権的」でも「小規模な政治空間」でもなかった。実際はその対極にあったと言ってもよい。ギリシャ全土を巻き込む未曾有の大戦争に発展したペロポネソス戦争(BC431—BC404)でアテネは多大な犠牲者を出した。兵士として闘った多くの若者たちを喪い悲嘆にくれる家族に対し、そのむごたらしい死から眼を逸らし、彼らが命を賭けて闘った当の対象であるアテネの政体に注意を喚起させようとしたのがあの葬送演説であった。その政治的機能は、言わば戦争行為の正当化である。ところでその戦争の発端は何であったか。政治史というジャンルを築いた歴史家によれば、「この事件の真の原因は…アテナイ人の勢力が拡大し、ラケダイモン人に恐怖を与えた」ことにある。⁽⁹⁾ アテネはアロス同盟を形成し、同盟諸都市から毎年、年賦金を取り立てるなどして開戦までには事実上「アテナイ帝国」に変貌していたのである。

アーレントはこうした経緯を知っていながら取って素通りする。⁽¹⁰⁾ いま一つのモデル、ローマ共和国についても疑問が生じる。古代ローマ共和国がローマ「帝国」に変わっても、それは帝国主義の場合とは異なり批判の矛先が向けられることはない。古代ローマは異民族を併合してきたが、それは古代ローマにあった異民族との間の政治秩序についての特別の考え方のため、

正当なものだと言う。鍵はローマのもつ特異な法の解釈にあった。

(ローマの) 法という言葉のもともとの意味は、「親密な結びつき」あるいは関係、という意味であり、外的環境のために一緒になった二つの物あるいは二つのパートナーを結びつけるためのものことであった。そこで、すでに種族的、部族的、有機的に統一体を形成している一民族の存在はあらゆる法から完全に独立している。…アエネイスとその勇者たちがトロイからやってきて、侵入者と土着民のあいだで戦争が起ったのちになって、ようやく「法」の必要が感じられたのであった。これらの「法」は平和を回復する手段である以上のものであった。それらは新しい同盟と新しい統一を構成する条約と協定であった。この統一は、戦争によってともに投げ出されたまったく異なる二つの実体が今や同盟関係に入ったことによって生まれたものなのである。ローマ人にとっては、戦争の終りはただの敵の敗北や平和の回復のことだけではなかった。かつての敵がローマの「友」と同盟者になったとき、はじめて戦争は満足のうちに終るのであった (OT 187-188)。

しかし、ローマ人にとって法とは結局、「ローマ同盟を形成して、ますます拡大するローマの仲間のグループ、つまりローマの同盟体系に属する地方やコミュニティと条約を結び、支配するためだった」(OR 198)。これは帝国支配の論理そのものである。だがアーレントはその権力の拡大の仕方に共和国としての矛盾を見るわけではない。むしろ帝国の建設を奇妙な仕方で正当化する。「少なくともローマ人にとっては、イタリアの征服と帝国建設は、征服された領地がローマの都市の設立を拡大し、それに結びつけられる限り合法的なものだった」(OR 201)。こうしてみる限り、アーレントの理論では政治体の本質である権力が出現した後、その拡大が帝国支配であるのか、それとも政治体が腐敗・弱体化しないための必要手段であるのか、その区別は必ずしも明確ではない。同じような見方はアメリカ革命の実験の解釈にも見て

取れる。独立した十三の共和国が一方で主権を放棄し、他方で権力を享受するという「大きな共和国を設立するばあいの内部構造によって、いわば前もって準備されており、その成員は同じくこの政治体の内部構造によって絶えざる権力に慣らされているが、この拡大の原理は拡大や征服ではなく、諸権力のいっそうの結合なのである」(OR 168)。だがこの拡大の原理は十三の共和国の内部にとどまらない。拡大はその構造を越えて外へとさらに広がって行く。アーレントには例えばこの拡大によって「征服された」アメリカ・インディアンなどの原住民の存在は見えていない。ここに示されているローマの帝国支配の正当性をめぐる解釈と同じ考え方は、先に見たアーレントの帝国主義論のなかにも見いだすことができる(OT26)。古代ローマでは、民族対立という問題が発生することなく諸民族は安定し、永続性のある政治体を構成していた、とアーレントは見る。諸民族の安定という観点からすれば確かに帝国支配は望ましかろう。しかしそのような安定は諸民族の共存というよりも、結局のところ、アーレントも認めるように、ローマによる他民族の「征服」である。「征服」は連邦制によって民族の共存を目指す努力とは本質的に相入れない。

異なる民族の間にどのような政治秩序を築き得るか。国民国家と帝国主義を批判しながらアーレントはこの解決を模索してきたが、その理念と議論の間には納得し難い溝も残る。やがてアーレントは、帝国主義批判や連邦制という複数の民族の間の政治秩序の問題から、一つの政治体における政治原理へと、その主たる関心を移していく。それに伴い、「(多様な)民族」の共存というテーマは「(複数の)人間」の共生の可能性の追求へと変わり、そして考察の対象である国家も「国民国家」から「主権」国家へと比重を移し、微妙な変化を示すようになる。その新たな関心の中心に位置するのが自由の原理である。主権国家が批判されるべきであるのは、それが自由とは相入れないからである。

伝統的哲学の概念的枠組の中では、自由と無主権が共存しうること、い

いかえると、無主権の条件の下で人びとに自由を与えようということを理解するのは非常に困難である。実際には人間の無主権という事実のゆえに自由を否定することが非現実的であるのと同様に、主権者でありさえすれば人間は一個人としても集団としても一自由たりうると信じることは危険である。…一人の人間ではなく多数の人間が地上に生活しているという事実によって決定される人間的条件の下では自由と主権が同一であることはほとんどなく、同時に共存することさえない。人びとが個人として、また組織された集団として主権者たろうとするとき、彼らはそれが私自身を強制する個人的意志であろうと組織された集団の「一般意志」であろうと、ともかく意志の抑圧に屈伏しなければならない。もし人間が自由であろうと欲するならば、非難しなければならない相手は他ならぬ主権なのである (BPF 164-65)。

別のところでアーレントはこうも言っている。

私が考えているのは、別の国家観というよりも、現在の国家観は変えなければならないということなのです。われわれが「国家」と呼んでいるものは、十五、六世紀以来のものに過ぎませんし、主権という観念も同じです (CR 229)。

そして「新しい国家観の僅かな萌芽ともいうべきもの」が連邦制度だと考える。しかしその一方、戦後世界を見渡したとき、連邦制の見通しについての彼女の言葉は必ずしも力強いものではない。「ヤスパースの見解として」という間接的な考察の仕方では、アーレントは連邦構想に触れている。

ヤスパースの見解によれば、世界政府の前提条件は世界的規模での連邦的政治機構 (a world-wide federated political structure) のために主権を放棄することであるように、こうした相互理解の前提条件は各自の伝統と

民族的過去との放棄ではなく、伝統と過去とが絶えず要求してきた拘束の権威と普遍的妥当性を放棄することである（MDT 48）。

これほどまでにテクノロジーが発達した時代である。技術的には世界中の様々な政治体を統合し、地球上に生きるものとして共通の世界、共通の未来を担うという意味で「世界市民」になることはできる。それは「脆弱な統合」でしかないかもしれないが、「結局は世界的規模の連邦機構」に至るであろう。ヤスパースが専ら哲学的理念のレベルで語っているとすれば、アーレントは20世紀中葉という歴史的状況の中で、その実現が不可能ではないにせよ極めて困難であることを示す。例えば戦争について。戦争を国家の取り得る政治的手段から排除したとする。主権を排除するように、そのとき国家は近代国家の目印であった軍隊を「連邦警察軍に置き換え」ることになる。しかし、未だ世界大戦、否、全体主義の体験が鮮明であるとき、「こうした展望について過度に楽観的になることはできない」。理念的にはともあれ、アーレントにとって連邦制の実現は「すべてなお遠い将来の問題なのである」（MDT 94-95）。

連邦制についてアーレントは別の角度からも論じている。そもそも彼女が主張してきた連邦制は評議会制度に基づいているのだが、その立場は基本的には変わらない。しかしこれまで論じてきたような異なる民族が参加できるようなシステムという観点ではなく、主権国家に対するオルタナティブとしての関心へと変化していく。こうして、アーレントの評議会制度に対する関心もその焦点は少しずつ移動していく。主権をもたず、なおかつ自由を保証する政治体はあるのだろうか。このような探求を続けるアーレントにとってある決定的な事件が起こる。1956年のハンガリー革命である。⁽¹¹⁾ 人びとの自発的な政治組織としての評議会は、断続的ではあるが19世紀後半以来、ヨーロッパにおけるある種の政治的伝統を形成しているのだった。しかし、「戦後世界は帝国か連邦かのどちらかの形態をとる」というアーレントの危惧は、少なくとも中央ヨーロッパの一角では不幸に的中した。ハンガ

リー市民の蜂起は、ハンガリーの政府や軍隊によってではなくソ連軍と政府の介入によって鎮圧された。帝国を回避すべく連邦を形成する基体として評議会を考えてきたアーレントにとってその実現は程遠いことを思い知らされたに違いない。だが、この事件を契機にアーレントはパレスチナのときには恐らく考慮することすら思い浮かばなかったであろうことに評議会を結び付けて考えるようになる。革命である。この過程を通じてアメリカの歴史を再考したアーレントは、イギリスの移民者がアメリカに形成した植民地 (settlements) に主権のない政治体のイメージを見いだす。移民たちが築いた共同体は「政治的社会」であるのみならず、「主権を持たず、また主権を要求もしないのに、他方で権力を享受し、諸権利を要求することができるような政治的領域を形成していた」(OR 168)。

『革命について』は、アメリカ革命を中心に革命という現象の比較研究を通じてこれまでアーレントが考察してきた様々な政治の概念—「活動」、「新しい始まり」、それに活動の移ろいやすさと永続性など—を扱い、アーレントの政治的考察の集大成とも言える作品である。この中に評議会、そして連邦制に関する議論が、アメリカの歴史という新たな文脈の中で再び展開されている。連邦制については、『革命について』では二つの観点から論じられている。まず、アメリカ史に固有の問題としてあらわれる。イギリスの統治下にあった13の植民地が、独立後にそれぞれ主権をもつ13の共和国になったときに直面した課題、すなわち、これら13の共和国は政治体としてそれぞれの権力を損なうことなく、いかにして互いを結合させるかという問題であった。他方はより理論的な問題を扱ったもので、代表を巡る議論である。

さて前者の方だが、アーレントによれば、建国者は13の共和国の結合とそれぞれがもつ権力の維持の問題を、連邦共和国 (confederated republic) を創設することによって解決した。パレスチナの連邦を構想する際にヨーロッパとともにアメリカに対してアーレントは強い関心を示していた。彼女は当時アメリカをこう評価していた。

真の連邦は異なった、はっきりと区別できる国家 (national) また他の政治的要素からなる。国家の紛争はそのような連邦においてのみ解決できる、というのも、解決できない多数-少数問題がなくなるからに過ぎない。

アメリカ合衆国はこのような連邦を初めて実現した。そこではいかなる州も他州に対してどのような支配権をもたず、すべての州が共に国を治めている。

連邦は形成された。しかし最終的なアーレントの解釈ではアメリカにおいても、期待された政治的効果を生み出すことには必ずしも成功していない。単一の主権を生み出すことによって、連邦が本来もつ原理は著しく制限されてしまった。

この研究を通じて恐らく最も重要であろうものは終章「革命的伝統とその失われた宝」に見られる指摘である。アメリカ革命はその「最も誇るべき成果」として州政府と連邦政府を創出したが、それは単一の主権を生み出したことによって、連邦制が本来もつ各構成体の独自性を維持するという原理と矛盾するばかりではない。それ以上に致命的であると思われるのは、アーレントが主権をもたずに政治体として存在してきたと指摘する、革命以前にあったアメリカ植民地の政治的伝統を結果として失ったことである。町区 (the township) と市民集会 (the town-hall meeting) という形で行われていたその政治的伝統は連邦憲法、州憲法のいずれにも織り込まれることはなかった。アメリカ革命は人々に自由を与えたけれども、その自由を行使する空間が用意されていなかった。直接統治に参加できるのは結局のところ数の限られた人民の代表者でしかない。唯一ジェファーソンが晩年になって、革命以前の伝統を取り戻さなければならないことに気がついた。彼が「基礎的共和国 (elementary republic) と呼ぶものは、市民が公務に参加し得るはずのものであった。しかしこの提案が、実行に移されることはなかった。

アーレントが近代の政治制度を批判するのはこの点である。アーレントが

自由の原理としてアメリカの植民地に見たのは「活動」と「参加」である。これに対し近代の主権国家、より具体的には政党制の問題としてアーレントが指摘するのは、アメリカやイギリスの多党制であれレーニンの一党独裁であれ、いずれにせよ政党制は代表制を採用し、それによって自由の根本原則である市民の公的問題への参加を不可能にしてしまった点である。イギリスやアメリカの統治制度は比較的自由を保障する制度であることを認めながらもアーレントは次のように批判する。

統治の装置としては、ただ二党制だけがその生存能力と同時に憲法上の自由を保障する能力を証明してきたのは事実である。しかし、それが達成したのはせいぜい被支配者による支配者に対するある適度のコントロールであって、市民が公的問題の「参加者」になることができなかったというのもまた事実である。市民が望み得ることは、せいぜい「代表される」ということである。そして代表され、委任されるものはただ選挙人たちの利害や福祉だけであって、その活動や意見は代表することができないのは明らかである (OR 268)。

アーレントが評議会について論じるのはこの代表をめぐる問題についてである。参加の原理を貫くのが評議会であると主張する。従って、「評議会が挑戦したのはあらゆる形態の政党制そのもの」(OR 265)ということになる。

党と評議会、この二つの制度の対立は、二十世紀のあらゆる革命で表面化した。中心的な問題は、代表制にたいする活動と参加の対立であった。評議会は活動の機関であり、革命党は代表制の機関であった (OR 273)。

そして評議会が「新しい国家観の僅かな萌芽」としての連邦制へと発展する可能性を見ている。

ロシアのばあいは数週間、ハンガリーのばあいは数日もするとこれらのいちじるしく雑多な独立機関が、地域的・地方的性格の上級評議会を形成しつつ、整合と統合の過程を促進しはじめ、ついにはこれらの地域的・地方的性格の上級評議会から全国を代表する会議の代議員を選挙するまでになったということである。北アメリカの植民史における初期の契約や協合や同盟のばあいと同じように、ここでも連邦の原理、すなわち別々の単位のあいだの連盟と同盟の原理が、活動それ自体の基本的条件から生まれたのであって、広い領土における共和政体の可能性に関する理論的考察によって影響を受けたのでもなく、共通の敵の教育を受けて結集したものでもないことがわかる (OR 267)。

この点についてアーレントは再度触れている。晩年に行われたインタビューのなかで、より理論化された説明をしている。主権国家に代わる新しい政治体として連邦制の核を構成するのが評議会である (CR 231)。それは「底辺から始まり、上方に向けて編成され、最後には一種の議会を構成してゆく」人びとの自発的な組織である。肯定的に受け止めながらも、アーレントの評議会の分析は冷静である。評議会それ自体が直ちに参加の原理を全面的に約束するものとは見ていない。評議会が連邦に発展してゆくにあたって生じるであろう問題を見据えている。政治的には全く異なる原理を持つはずの評議会／連邦制も、結局政党政治と同じ欠点を抱えることになりはしないのか。代表を選出するという事は、政治エリートを生み出すことになりはしないだろうか。それは評議会制の持つ参加の原理と矛盾するのではないか。アーレントは連邦の原理が抱えるこれらの問題をはっきりと認識していた。評議会に選出された人びともまた政治エリートであることには違いない。そして、「この統治形態は、完全に発展させられたばあいには、やはりピラミッドの形をとったであろう。もちろん、それは本質的に権威主義的な統治の形式である」(OR 278) ことも承知している。しかし、それは政党政治が生み出すような、一般大衆から支配エリートを遊離するような縦割りの支配構造

とは違う、とアーレントは説明する。

われわれが知っている権威主義的統治は、どのばあいでも、その権威が上から下へと通っているのにたいして、このばあいには、権威は上部や下部で生まれるのではなく、ピラミッドの各層でそれぞれ生まれるのである (OR 278)。

なぜそう考えることができるのか。それは代表者を選び、あるいは送り出された上級の評議会が、同等者によって構成されている集まりだからである。「基礎的共和国」から上部にある評議会に送られた代表は再びその同輩者によって選択されるのだが、

このばあい彼らは上からも下からも圧力を受けなかった。彼らの資格は、自分と同等の人びとの信任以外に何ものにも依存していなかったからである。…それは共同の企てに自ら関わり、今やそれに従事している人びとの平等であった。次いで、その上の評議会に選ばれて派遣されると、代表はやはり同輩の中にいるのであった。このシステムのどのレベルでも代表は特別の信任を得ている人びとであった (OR 278)。

興味深い考え方である。しかし、このように考えることはできるとしても、それは解釈の仕方の問題であって、ピラミッド型の制度が根本的に変わるのかどうかは疑問の残るところである。上述したインタビューでアーレントは連邦制について深く論じる意志はない。この問題に関心を寄せている人は既にドイツ語やフランス語で出されている研究を読めばよい、と言いつつそっけない。⁽¹²⁾ 恐らくその理由の一端は、代表にまつわるこの原理的な問題に対し、彼女がこれ以上説得力のある考え方を提出し得なかったからではないだろうか。

評議会についてのこのような議論は、ジェファーソンの忘れられた構想と

並行して論じられている。アーレントは、この評議会という「新しい統治形態はジェファーソンの区制におどろくほど似かよっている」とさえ言う(OR 269)。それは、どちらの政治体も人びとの日常的な生活を基礎にしていること、そしていずれもそれに参加する人は誰もが、自らの意見を表明し、討議し、決定に関与できるからであろう。ならば、パレスチナに対して提案した小規模で、できるだけ数多くの地方自治体レベルの評議会はどうか。これもまた、これまで歴史上に出現したいくつかの評議会やジェファーソンの基礎的共和国と共通するものではないだろうか。であるとすれば、次のように考えることはできないだろうか。アーレントにとってアメリカ革命を物語ることは、ある種の対象の転移ではなかったか。『革命について』の主題は新しい政治秩序の創出である。だが新しい政治秩序の創出は、アーレントがパレスチナにおいて何よりも願っていたものだった。その試みが挫折したいま、対象をパレスチナからアメリカに移し変えることによって、アーレントは実現には到らなかったありうべき新しい政治秩序の創出を、ある歴史を物語ることによって、言葉の力によって実現させようとしたのではなかったか。このようなことは政治思想の伝統のなかでは必ずしも珍らしいことではない。シラクサで挫折したプラトンが『国家』を、メデイチ家の復帰で免職になったマキャベリが『政略論』や『フィレンツェ史』を著したことが、現実の政治において成し遂げることのできなかったことを文字によって回復しようとする試みであったことは知られている。アーレントの評議会をめぐる考察もこのような伝統に位置付けることができるのではないだろうか。そして、もしこのような見方が当てはまるとすれば、同じようなことがアーレントのもう一つの代表的な著作『人間の条件』にも言えるのではないだろうか。アーレントはどのような理論的考察をする際にも、絶えず歴史に経験を見いだそうと努めている。アーレントは歴史の経験から評議会がいずれも短命であったばかりではなく、人々の記憶からもほとんど忘却されてしまっていたことを痛感していたに違いない。だからこそ、より持続的で安定し、しかも記憶を保持することに長けていた政治空間を歴史的事例に求め、

そこに評議会の姿を重ね、提示しようとしたのではないか。それが古代ギリシャのポリスだった。古代ギリシャのポリスをモデルとするアーレントの政治空間は、しばしば批判的に言われるようなノスタルジーなどではなく、パレスチナで見た政治の可能性を歴史の中に具体化する作業だったのではないだろうか。評議会という名称こそついてはいないが、地域的な、比較的小さな空間の中で人びとが自らの共同体について意見を交換しあうという点で、評議会とポリスの間に幾つかの類似点を見いだすことができる。(もちろん、つい先ほど見たように、ポリスがどの程度小規模な空間であったかについては疑問の余地はあるが)。そしてポリスは主権のない政治体なのである。パレスチナ以降、アーレントはまず古代ギリシャのポリスに評議会のイメージを見た。そしてアメリカ革命の物語りによって、パレスチナではなし得なかった新しい政治秩序の創出を間接的ながら一応成就させたのではないだろうか。

以上、アーレントの様々な政治的考察のうちに、1940年代に展開されたパレスチナの政治秩序の提案の継承・発展あるいは挫折との関連を見てきた。異民族が共存できるための政治体として提案した評議会そして連邦制であったが、後の著作ではその関心は後退してしまったように見える。連邦制については、異民族の共存から代表制へと議論が移り、彼女の政治的関心の中心は民族の共存から自由の問題になる。他方、アーレントは評議会に対する信念は一貫して維持してきた。それは多民族共存のための基礎的な政治組織という性格から、地域または職業など共通の経験を基にした政治組織を創設する可能性として、主権国家ではない政治体の原理へと発展していった。古代ギリシャのポリスや旧アメリカ植民地、ジェファーソンの区制など、評議会という名称はついていないものの、似たような政治原理をいくつかの歴史上の事例に見いだそうとした。またアーレントは帝国主義的拡張に危惧を抱くものの、彼女の考え方には時折、異民族の共存という観点からは疑問を抱かざるを得ないような発想が見え隠れしないこともない。しかし、だからと

いってアーレントの政治的洞察は非ヨーロッパ世界において何の妥当性も持ち得ない、ということにはなるまい。

東欧、アラブ、アジアの諸民族以上にアフリカ人に対してアーレントが根深い人種偏見を抱いていることは指摘されている。他民族のもつ記憶や歴史には「驚くほど無感覚」なアーレントに対し、高橋哲哉氏はネルソン・マンデラの法廷陳述を引用し、彼が少年時代に部落の長老から聞かされたという植民地化以前に存在していた、村の政治組織について語る。アーレントにとっては全く関心外のことであろうが、アフリカの部族にも立派な政治的伝統があったのである。我々にとって興味深いのはその形態である。マンデラの育った村にかつてあった政治組織とは実に「インビゾ、ピーツォ、クォートラなどの呼び名をもつ評議会」であった。長老が語ったところによれば、「評議会は完全に民主的で、部族の全構成員が話し合いに参加することができました。首長と配下の者、戦士、祈祷師など、全員がこの評議会に加わり、その意志決定に関わろうと努めました」。(13) アーレントの著作を大変批判的に検討しその矛盾を鋭く衝く同氏が、あるアフリカ人を自由を求める闘争へと鼓舞したものとして指摘するものは、アーレントの政治的洞察と見事に一致する。アーレントのヨーロッパの伝統に対する優越心は確かに否定し難い。だが同時に、アーレントの政治的洞察がヨーロッパのみならず、そのほかの世界においても充分当てはまりそうである。アーレントが近代ヨーロッパの歴史に見いだした自由の空間の歴史的経験としての評議会には、彼女の思考の限界にも関わらず、それ以上の普遍性がありそうである。

異なる民族との共存について批判はあるものの、全体としてアーレントから読み取れることは、ひとつの政治体において自由が出現するとき、それは別の政治体における自由を犠牲にするものではなく、両者は両立し得るものだけということだろう。すでにレオン・ボトスタインが、また近著で千葉氏が論じているように、アーレントの政治的考察が描いているものは、個人の多様性に加え、共同体の多様性—民族、宗教はもちろん、歴史、文化、政治、経済も含まれる—であろう。(14) ここ数年来、国民国家の枠組は一層大きく

揺らぎ、国家や国民、民族といった概念が再検討されている。パレスチナの問題は未だ解決をを模索する一方、アーレントが取り組んだ問題は形を変えて、世界中の人びとにとってこれまで以上に身近な問題となっている。アーレントに対する関心の一端はこんなところにもあるかもしれない。

註

著者は、1996年12月14日に成蹊大学で開かれた第71回政治思想史研究会例会で千葉眞著『アーレントと現代 自由の政治とその展望』（岩波書店、1996年）を評する機会を得た。この小論はその報告を機にまとめたものである。

本論で引用するアーレントの著作のタイトルは、以下のように省略して表記してある。
JP: *The Jew as Pariah*. ed. and intro. by Ron H. Feldman, New York: Grove Press, 1978. (一部邦訳『パリアとしてのユダヤ人』寺島俊穂・藤原隆裕宣訳、未来社、1989年)
OT: *The Origins of Totalitarianism*. new edition. San Diego, New York, London: Harcourt Brace Jovanovich, 1973.

OT2: 『全体主義の起源 2 帝国主義』大島通義・大島かおり訳、みすず書房、1981年
MDT: *Men in Dark Times*. San Diego, New York and London: Harcourt Brace Jovanovich, 1955. (『暗い時代の人々』阿部齊訳、河出書房新社、1986年)

CR: *Crises of the Republic*. San Diego, New York, London: Harcourt Brace Jovanovich, 1972. (邦訳『暴力について』高野フミ訳、みすず書房、1973年)

HC: *The Human Condition*. Chicago and London: The University of Chicago Press, 1958. (『人間の条件』志水速雄訳、中央公論社、1973年)

OR: *On Revolution*. Harmondsworth: Penguin Books, 1963. (『革命について』志水速雄訳、中央公論社、1975年)

- (1) 以下アーレントの伝記的事実については、Elisabeth Young-Bruehl, *Hannah Arendt: For Love of the World*. New Haven and London: Yale University Press, 1982, pp. 138-148, 168-181, 222-233を参照のこと。また、パレスチナの問題や評議会について触れたものとして以下のものを参照した。Richard J. Bernstein, *Hannah Arendt and the Jewish Question*. Cambridge: Polity Press, 1996. の5, 6章; Jeffrey C. Isaac, "A New Guarantee on Earth: Hannah Arendt on Human Dignity and the Politics of Human Rights." *American Political Science Review*, Vol. 90, No.1, March 1996, pp.61-73; John F. Sitton, "Hannah Arendt's Argument for Council Democracy." in ed. by Lewis P. Hinchman et al., *Hannah Arendt: Critical Essays*. New York: State University of New York Press, 1994, pp.307-329; Jeffrey C. Isaac, *Arendt, Camus, and Modern Rebellion*. New Haven and London: Yale University Press, 1992, pp. 206-226.

- (2) アーレントはすでに1943年の段階で連邦構想を抱いていた。"Can the Jewish-Arab Question Be Solved?" *Aufbau*, December 17 and 31, Young-Bruchl 前掲書, 183頁。
- (3) Hannah Arendt, "Can the Jewish-Arab Question Be Solved?" *Aufbau*, 17 December, 1943, Young-Bruchl 前掲書, 183頁より引用。だがこれはどちらかと言えば好意的な見方であって、別のところでアーレントはこうも言っている、「果してイギリスが、短命に終わった大英帝国のさまざまな異民族を英連邦の中に次々と迎え入れ、彼らを完全に同等の「コンチネルンの仲間」とすることに成功するか否かは、近い将来明らかとなるだろう。英連邦は…むしろ帝国の解体に伴う已むを得ない措置としての一時しのぎの解決策のように見える」(OT2 10)。
- (4) Young-Bruchl 前掲書, 224頁。
- (5) 同, 229頁。
- (6) Young - Bruchl 前掲書, 291頁。
- (7) CR pp.52. アーレントのヨーロッパ中心主義的発想については拙稿, 「ハンナ・アーレント: 亡命時代の政治哲学」津田塾大学『国際関係学研究』No. 14, 別冊, 1988年3月, 23-36頁でも論じた。高橋哲哉「『闇の奥』の記憶--アーレントと「人種」の幻影」『記憶のエチカ 戦争・哲学・アウシュヴィッツ』岩波書店, 1997年, 79-118頁もこの問題を取り上げている。
- (8) アーレントのペリクレスの葬送演説の解釈への批判はC. Douglas Lummis, *Radical Democracy*. Ithaca & London: Cornell University Press, 1996, pp.118-126に負う。
- (9) トウキュディデス, 久保正彰訳『戦史』「ヘロドトス トウキュディデス」(『世界の名著』第5巻), 中央公論社, 1970年, 巻一, 二三節, 223頁。
- (10) 「私たちは、ここでギリシャの都市国家が興亡した歴史的原因について触れようとは思わない。なぜならギリシャ人自身が、すでに、都市国家とその存在理由について、どのように考えていたかを、誤解の余地なく明らかにしているからである」(HC 197)。
- (11) ハンガリー事件が起きる数年前、すでにアーレントは評議会制度に対する理論的関心を深めていた。その依り処となっていたのはローザ・ルクセンブルクの著作であった。Young-Bruchl 前掲書, pp.293。
- (12) これとは別に、例えばローザ・ルクセンブルクの論文を挙げることもできよう。カフカスの連邦主義者、すなわちアルメニアとグルジアの連邦主義者は、将来の連邦体制の中での諸民族の関係について、つまり、他の諸民族もグルジアの地域的自治に参加するの否かという問題や、「圧倒的にアルメニア人が多く住んでいるアハルカラキ郡や、住民が民族的に混在するボルチャリン郡のようなところも独立の自治地域を形成するの否か」という問題については互いに一致することが出来ない。アルメニア人連邦主義者の方は、チフリス市を圧倒的にアルメニア人が多く住んでいる中心地だとして、グルジアの自治地域から除外するよう要求している。だが他方、タタール・アルメニア戦争の終わった今日、タタール人を「文化の面で未熟な民族」だとして、カフカスの諸民族の自治にもとづく連邦から

除外するべきだという点では、アルメニアとグルジア連邦主義者は一致している。
(ローザ・ルクセンブルク、加藤一夫・川名隆史訳『民族問題と自治』論創社、1984
年、121頁)。

(13) 高橋、前掲書、116頁。

(14) Leon Botstein, "Hannah Arendt : Opposing Views." *Partisan Review*, Vol. 45, No. 3,
1978, pp.379; 千葉前掲書、206頁。

参考文献

- Arendt, Hannah, ed. and intro. by Ron H. Feldman. *The Jew as Pariah*. New York : Grove Press,
1978. [一部邦訳 寺島俊穂・藤原隆裕宜「パーリアとしてのユダヤ人」, 未来社,
1989年]
- , *The Origins of Totalitarianism*. New edition. San Diego, New York, London : Harcourt
Brace Jovanovich, 1973.
- , *Crises of the Republic*. San Diego, New York, London : Harcourt Brace Jovanovich,
1972. [高野フミ訳「暴力について」, みすず書房, 1973年]
- , *On Revolution*. Harmondsworth : Penguin Books, 1963. [志水速雄訳「革命につ
いて」, 中央公論社, 1975年]
- , *The Human Condition*. Chicago and London : The University of Chicago Press,
1958. [志水速雄訳「人間の条件」, 中央公論社, 1973年]
- , *Men in Dark Times*. San Diego, New York and London : Harcourt Brace Jovanovich,
1955. [阿部 斉訳「暗い時代の人びと」, 河出書房新社, 1986年]
- Bernstein, Richard J., *Hannah Arendt and the Jewish Question*. Cambridge : Polity Press,
1996.
- Botstein, Leon, "Hannah Arendt : Opposing Views." *Partisan Review*, Vol. 45, No. 3, 1978.
- Isaac. Jeffery C., " A New Guarantee on Earth : Hannah Arendt on Human Dignity and the
Politics of Human Rights." *American Political Science Review*, Vol. 90, No. 1, March
1996.
- , *Arendt, Camus, and Modern Rebellion*. New York : State University of New York
Press, 1994.
- Lummis, Douglas, *Radical Democracy*. Ithaca & London : Cornell University Press, 1996.
- Sitton, John F., "Hannah Arendt's Argument for Council Democracy." Lewis P. Hinchman et
al., ed. *Hannah Arendt : Critical Essays*. New York : State University of New York Press,
1994, pp. 307-329.
- Young-Bruehl, Elisabeth, *Hannah Arendt : For Love of the World*. New Haven and London :
Yale University Press, 1982.

アーレント, ハナ, 大島通義・大島かおり訳, 『帝国主義』『全体主義の起源』2, みすず書房, 1981年。

高橋哲哉「記憶のエチカ 戦争・哲学・アウシュヴィッツ」, 岩波書店, 1997年。

千葉 眞「アーレントと現代 自由の政治とその展望」, 岩波書店, 1996年。

トゥキユディダス, 久保正彰訳, 『戦史』『ヘロドトス トウキユディダス』(『世界の名著』第5巻), 中央公論社, 1970年。

西本郁子「ハンナ・アレント: 亡命の政治哲学」, 津田塾大学『国際関係学研究』No.14, 別冊, 1988年3月, 23-36頁。

ルクセンブルク, ローザ, 加藤一夫・川名隆史訳, 『民族問題と自治』, 論創社, 1984年。

Establish not a Jewish “Nation” but a “Homeland” :

Palestine as the Foundation of Arendt’s Political Philosophy

Ikuko Nishimoto

Recent Arendt studies have shown an interest in her writings before *The Origins of Totalitarianism* (1951). Though her articles written in the 1940s have been compiled in *The Jew as Pariah* (1978), less attention seems to have been paid to her political arguments surrounding the Jews in that period. “The Jews” in her writings have been often identified with European Jews, implicitly or explicitly referred to as a people of minority status, marginalized in society. In so assuming, however, we tend to forget the existence of another group of Jews in another geographical region, about whom Arendt was most concerned. She once gave a series of political arguments on Palestine, over the possibilities of coexistence of the two peoples : the Jews and the Arabs. We have an interest in it because, if we recognize that Arendt’s stature as a political theorist lies in that she advanced a principle of a political body alternative to the sovereign state, the very core of her thought could be found in the serious search for a new political order in Palestine. Her stand was peculiar in the context of ardent Zionism ; she consistently rejected the idea of constructing a Jewish state ; instead, she urged the building of a Jewish “homeland,” where neither the Jews nor the Arabs would suffer the status of the minority. Her proposals included setting up a number of neighborhood councils, and a federation which was to be developed out of them. Arendt almost completely withdrew from Palestinian politics after 1950, yet her concern for political systems, particularly that for the council system, never withered away. While her interest in the coexistence of different peoples seemed gradually to recede, she showed more theoretical concern for a political system as an

alternative to the nation state and the political body free of sovereignty. The local councils, the visions of a political community open to the entire population which she gained from the Palestine experiences, were at the basis of her considerations. She projected such images into different forms and into concrete historical contexts, such as British settlements in North America, Thomas Jefferson's ideas of "elementary republics" as well as the ancient Greek polis. Arendt's visions of political communities described in her major works, in other words, might be considered as her attempts at recovering her frustrated proposal for Palestine by transferring the object in question to the historical past, and also by expressing it in more abstract language.